

公益社団法人 九 段

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人九段と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都稲城市に置く。
2. この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 第一東京市立中学校からの伝統及び至大至剛の精神を継承し、知育・徳育・体育を通じて青少年の健全な育成を図り、国民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)国民、主として青少年の心身の健全な発達のための臨海施設、体育施設の貸与及び管理・運営
(2)青少年の心身の健全な発達のための臨海施設、体育施設を利用した体験学習の提供及び体験学習を主催する団体等への施設の貸与及び管理・運営
(3)千代田区立九段中等教育学校の教育活動への協力のための臨海施設、体育施設の貸与及び管理・運営
(4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、東京都及び千葉県において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。
(1)第一東京市立中学校、東京都立九段中学校、東京都立九段高等学校及び千代田区立九段中等教育学校の同窓会会員への健全な心身維持のための臨海施設、体育施設の貸与及び管理・運営
(2)その他前号に定める事業に関連する事業

第3章 会 員

(法人の会員)

第6条 この法人に次の会員を置く。
(1)正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
(2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 この法人の会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年3,000円の会費を支払わなければならない。

2. 賛助会員は、毎年1,000円の賛助会費を支払わなければならない。
3. 前二項の会費及び賛助会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額及びその規程
- (4) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2. 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
 3. 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
 4. 社員総会を招集するには、開催日の 2 週間前までに、日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

- 第 16 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

- 第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

- 第 18 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

- 第 19 条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
2. 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
 3. 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第 20 条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

- 第 22 条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 8 名以上 12 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 3 名以内
2. 理事のうち 1 名以上 2 名以内を代表理事とする。
 3. 代表理事以外の理事のうち 2 名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

- 第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 3. 理事会は、その決議によって、前項で選定された代表理事より理事長(代表理事が 2 名である場合にあっては、理事長 1 名及び副理事長 1 名。)を選定する。
 4. 理事会は、その決議によって、第 2 項で選定された業務執行理事より常務理事を選定することができる。
 5. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
 6. 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
 7. 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
 8. 理事のうち 1 名以上を、この法人の業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前の 10 年間この法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずる者として内閣府で定める者とする。
 9. 監事(監事が 2 名以上である場合にあっては、1 名以上)は、その就任前の 10 年間この法人の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずる者として内閣府で定める者とする。
 10. 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
 3. 副理事長は、この法人を代表し、理事長の意を受けてこの法人の業務を執行し、理事長に欠員又は事故があるときは、その職務を代行する。
 4. 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
 5. 常務理事以外の業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 6. 理事長、副理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
5. 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 28 条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 役員には、その職務執行のために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前二項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 30 条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(設置)

第 31 条 この法人に理事会を設置する。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款及び法令に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事並びに理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

2. 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 第 30 条の責任の免除

(種類及び開催)

第 33 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に招集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 25 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長に欠員又は事故があるときは、副理事長が理事会を招集し、理事長及び副理事長ともに欠員又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 前条第 3 項第 3 号による場合は理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は監事が招集する。
4. 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
5. 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに、理事及び監事に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。
6. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第 24 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の種類)

第 41 条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2. 基本財産は、次の各号をもって構成する。
 - (1) 理事会で、基本財産とすることを決議した財産
 - (2) 基本財産として寄附された財産

3. その他の財産は、基本財産以外の資産とする。
4. 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第42条 基本財産について、この法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2. やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(資産の管理・運用)

第43条 この法人の資産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
3. 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
4. この法人は、第2項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
5. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 47 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 5 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 48 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会の承認を受けなければならない。

2. この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときは、社員総会の承認を受けなければならない。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数により変更することができる。

2. 次のいずれかに係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。

- (1) 公益目的事業を行う都道府県の区域
- (2) 公益目的事業の種類又は内容
- (3) 収益事業等の内容

3. 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 50 条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の 3 分の 2 以上に当たる多数により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2. 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 52 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第56条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 社員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 役員の報酬及び費用に関する規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書等
 - (8) 第46条第1項各号に掲げる書類
 - (9) 監査報告
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は鍛冶利秀、若林尚夫、業務執行理事は高橋直人とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法

人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則（改定承認 令和 7 年 6 月 25 日）

1. この定款の一部改定は、令和 7 年 6 月 25 日定時社員総会終結の時より施行する。